

(仮称)宇都宮市全天候型子どもの活動の場

屋外環境整備業務 仕様書

1 委託業務

(仮称)宇都宮市全天候型子どもの活動の場における除草及び樹木の剪定, 病害虫駆除業務

2 委託場所

施設名称 (仮称)宇都宮市全天候型子どもの活動の場

所在地 宇都宮市上田原町1番地

3 委託期間

令和○年4月1日から令和○年3月31日

4 業務内容

(1) 除草業務

ア 除草対象面積 3, 230㎡

1回目	1, 615㎡
2回目	1, 615㎡
合計	3, 230㎡

イ 作業方法

(ア) 除草作業は, 年2回, 施設管理者と協議の上, 行うこと。

(イ) 作業終了後, 発生した雑草等については, 現場より速やかに集積・搬出し, 受託者の責任において, 関係法令を遵守のうえ適正な処分を行う。

(ウ) 用水路沿いの雑草(フェンス外側)は, 処分しなくてもよい。

(2) 樹木剪定・刈り込み業務

ア 対象樹木(高木) 36本

樹木名	本数	高さ	幹周り	幅
メタセコイヤ	3本	10. 0m	100. 0cm	5. 0m
サクラ	7本	6. 0m	80. 0cm	3. 0m
マテバシイ	4本	4. 0m	30. 0cm	3. 0m
ヤマボウシ	3本	4. 0m	30. 0cm	3. 0m
ナツツバキ	8本	4. 0m	48. 0cm	3. 0m
カツラ	11本	5. 0m	40. 0cm	3. 0m

イ 刈り込み対象樹木(低木)

樹木名	面積
サツキ等	329㎡

ウ 作業手順等

- (ア) 樹木剪定業務は、年1回、施設管理者と協議の上、行うこと。
- (イ) 高木については、剪定を要する樹木(施設管理者と協議の上、10本程度を選別)について剪定作業を行い、低木については刈り込みを行う。
- (ウ) 剪定・刈り込みした幹及び枝葉を速やかに整理清掃し、受託者の責任において、関係法令を遵守の上、適正な処分を行う。
- (エ) 剪定により発生した枝の処分については、資源化施設での処理に努めるものとする。
なお、業務完了後、処理方法・処理量について報告するものとする。

(3) 病害駆除業務

ア 対象樹木

《病虫害駆除対象樹木》

No.	樹 木 名	本 数	目通り	高 さ	幹周り	幅	位 置
1	ナツツバキ	8 本	株立	7. 5m	48. 0cm	4. 0m	西側・東側
2	サルスベリ	1 本	18cm	3. 5m	50. 0cm	2. 0m	西 側
3	メタセコイヤ	3 本	40cm	10. 0m	100. 0cm	5. 0m	南 側
4	サクラ	7 本	30cm	6. 0m	80. 0cm	3. 0m	中央
5	ヤマボウシ	3 本	株立	4. 0m	30. 0cm	3. 0m	東側
6	マデバシイ	4 本	10cm	4. 0m	30. 0cm	3. 0m	西側・東側
7	シラカシ	10 本	10cm	3. 0m	30. 0cm	3. 0m	北側
8	ハナミズキ	10 本	30cm	3. 0m	90. 0cm	1. 0m	中央
9	クチナシ	88 本		1. 0m	30. 0cm	1. 0m	中央・東側
10	カンツバキ	366 本		30. 0cm	90. 0cm	30. 0cm	中央・東側

イ 作業方法

- (ア) 病虫害の駆除を行う場合は、できる限り剪定等により駆除するものとする。
- (イ) やむを得ず薬剤を散布する場合は、事前に周辺住民に周知するものとし、周知方法については(仮称)宇都宮市全天候型子どもの活動の場と協議し、健康被害防止について徹底する。
- (ウ) 使用する薬剤は、農薬取締法に基づく登録を受けた薬剤を使用すること。
- (エ) 薬剤の使用回数及び使用量は、必要最小限とする。
- (オ) 予防的な薬剤散布は行わない。

5 作業時間

- ・ 業務の実施時間は、除草剤散布を除き、平日の8時30分から17時00分とし、その時間内に随時行うこと。

6 その他

- ア 作業にあたっては、施設管理者と十分に事前協議を行うこと。
- イ 作業員及び作業場所・周囲の安全に万全を期すこと。
- ウ 作業状況について写真撮影し、作業終了後提出のこと。
- エ 業務は、(仮称)宇都宮市全天候型子どもの活動の場職員の指示に従い実施すること。
- オ 剪定に係る作業車、チェーンソー、残材搬出用トラック等の費用は受託者が負担するものとする。
- カ 業務完了後、完了届を提出すること